

「ねりま九条の会」ニュース・8月号、10月号掲載

「大内要三さん・種田和敏弁護士対談」記事の過誤に係る

経緯のご報告およびお詫びについて

8月2日に、大内要三さんと種田和敏弁護士に行っていただきました対談につきましては、前半を「ねりま九条の会」ニュース80号（2018年8月号）に、後半を81号（2018年10月号）に掲載しました。

ところが両号とも、次のような重大なミスがありました。

1. 8月号は、ホームページでの掲載について段落も中途の小見出しを設定せず、「ねりま九条の会」の会員の皆様が読むのに不可能な「ニュース」を作成してしまいました（その後、再作成しましたが）。
2. 10月号は対談のテープ起こしが杜撰で、特に大内さんのご発言の記載に相違が多数見られ、事実関係にも間違いが少なからずありました。
3. にもかかわらず、「ニュース」の編集委員会が、原稿をお二人に校正をお願いしなかったため、誤った内容がそのまま「ニュース」に掲載されてしまいました。

いずれも、「ニュース」の発行を担う編集委員会として、重大なミスを重ねたというほかはありません。

対談をお願いした大内さんと種田弁護士はもとより、「ねりま九条の会」の会員の皆様にも多大のご迷惑とご不快をおかけしましたことを、心からお詫び申し上げます

「ねりま九条の会」の事務局員会議で10月号の誤りについての善後策を検討した結果、次の措置をとることにしました。

1. 対談の後半についてテープ起こしを再度行い、原稿を再作成、お二人に校正をお願いする。その上で正しい記事をホームページに掲載する。
2. 10月号の「ニュース」は、お二人のご発言を相当割愛しているが、それを復活し、ご発言の全内容をホームページに載せる。
3. 対談の後半について、正しい内容の全文、もしくは要約を「ねりま九条の会」ニュースの82号（12月号）に同封する。

以上の措置によって、「ニュース」8月号と併せてお読みいただければ、「ねりま九条の会」会員の皆さんは、対談の全内容を読むことが可能となります。

お二人の対談は示唆に富み、情勢の把握と「ねりま九条の会」および地域九条の会の今後の活動のお役に立つと思いますので、ぜひ対談の全部をお読みいただければと存じます。

以上、『大内要三さんと種田和敏弁護士の対談』の記事の過誤に係る経緯のご報告ならびにお詫び」を申し上げますとともに、ホームページに対談の全内容を掲載申し上げる次第です。

今後、かかるミスを再発させぬよう、「ねりま九条の会」事務局員および「ニュース」の編集委員一同、奮闘する所存でございますので、引き続き「ねりま九条の会」に対しご協力をいただきますよう、心からお願い申し上げます。

ねりま九条の会 事務局長 大柳武彦
ニュース編集委員一同